

# 日販連通信

第 4 号  
2011 年 4 月 11 日 発行

発行者：日本販売農業協同組合連合会

中塚 敏春

住所：〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-5-5

新宿農協会館

電話：03-3375-6399 Fax：03-3375-6637

Eメール：info-agricoop@pearl.ocn.ne.jp

## どさくさ紛れは許しません 財界の「道州制」、増税、TPP推進

### ～阪神大震災の時と同じ財界の動き

財界団体の一つの経済同友会は、震災復興への「第2次緊急アピール」を4月6日に発表しました。

これには「復興計画は財政健全化の道筋の中に描く」として、消費税増税による「税・社会保障の一体改革」や環太平洋連携協定(TPP)を含む既定の「成長戦略」、「強い産業」を「遅滞なく実行する」ことを迫っています。法人税減税は「慎重に検討すべき」とする一方で、「国民に広く負担を求める復興税の導入」を呼びかけて、復興経費を国民に押し付けようとするものです。

日本経団連も3月31日に発表した緊急提言で、「道州制の導入も視野に入れた自治体間協議の促進」や「中長期的な財政健全化方針の堅持と復興のためのコスト負担に係る国民的合意形成」を掲げています。

震災復興の中にあって、巨額の内部留保を復興に役立てるところか、あくまで企業負担の軽減と規制緩和を最優先に追求しようとするものです。

おおさかパルコープが阪神大震災の救援活動中に当時池常務は「『政府の対応が遅い』という人々の気持ちを悪用して自衛隊がいつでも戦争に参加する有事立法の制定をすすめようとする動きがあったり、あるいは復興の財源に増税をする、消費税をアップするといった動きがあります」と指摘しました。今全く同じ動きを財界がねらっています。当時の池常務の報告書を添付いたします。是非参考にしてください。

東日本大震災と原発事故で被害者、国民が大変な苦難にあるときに、財界や構造改革推進者があたかも「道州制」、増税、TPPを国難を乗り越える切り札かのように押し切ることは決して許されるものではありません。

### コメの作付け禁止基準 土壌5000ベクトル/1kg 以上

農水省は4月8日に「稲の作付けに関する考え方」を発表しました。これは土壌からイネにセシウムが吸い込まれ、収穫時のコメに移る度合い(移行係数)について、過去の事例の分析から0.1を指標として設定しました。コメのセシウムの基準は1キロあたり500ベクレルのため、土壌の数値を同5000ベクレルと決めたものです。これに基づきイネの作付け禁止は放射性セシウム濃度が土1キログラムあたり5000ベクレルを超える水田とするものです。農林水産省は、原発の半径30キロ圏内も含めて、この基準で具体的な地域を定めるというものです。

福島県は6日に県内の農地70地点の土壌調査結果を公表しています。5000ベクレルを超えていた地点は水田では飯館村内の2地点だけでした。宮城、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川の8県は8日夜、県内の農地の調査結果で、全ての地点で5000ベクレルを下回ったと発表しました。

ただ、福島原発の事故は収束しておらず、今後も放射性物質が土壌や作物に付着する危険性は残ります。このため、今回作付けが許可されても秋の収穫期にはコメの検査も実施し、基準を超えた場合は出荷停止を指示する方針です。

## [情報]

### “日本からの全食品輸入禁止”見送り インド

<日本テレビ系(NNN) 4月8日(金)19時48分配信>

福島第一原子力発電所の事故を受け、インド保健省が5日に発表した、日本からの全ての食品の輸入を禁止する措置は、実施されないことが明らかになった。

輸出入を管轄するインド商工省が、禁止する必要はないと判断したため。ただし、日本からの食品に対する放射性物質の検査は、引き続き行われる。

### 中国 12 都県の輸入停止を決定

中国ではすでに日本の乳製品・水産物・野菜・果物の輸入を停止していますが、8日に中国国家品質監督検査検疫総局が《关于进一步加强从日本进口食品农产品检验检疫监管的公告——日本からの輸入食品農産品検査検疫管理をさらに一步強化することに関する公告——》(总局(総局)2011年第44号公告)を出して、さらなる強化を行うことを打ち出しました。

これによると、新たに福島、群馬、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、山形、山梨、千葉、栃木と東京都の12都県の食用農産物、飼料の輸入を禁止するとしています。他県産については放射能検査証明書、産地証明などをつけることで輸入を認めるとしています。

### タイ 12 都県の一部食品に禁輸措置

<04/08付「バンコク週報」より転載いたしました>

保健省食品医薬品委員会(FDA)のピパット事務局長によれば、日本の原発事故に伴う放射能汚染拡大の予防措置として、福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉の12都県からの生鮮青果物、食肉、卵、牛乳の輸入を禁止する方針が固まった。

この措置は、チュリン保健相が週明けにも承認、発効となる見通しだ。

ピパット事務局長は、「これまでのところ日本から輸入した食品については、基準値を超える放射能汚染を示唆する証拠はない。輸入禁止は予防的な措置」と説明している。

みなさまのご意見・ご感想をお待ちしております。 アドレス:info-agricoop@pearl.ocn.ne.jp